

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣 細川 律夫

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日本脳炎の予防接種に係る特例）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第五条 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）

であつて日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。

）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリ

ットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。

）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対し、第三回目の接種後六日以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6 第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令附則第四項において読み替えて適用する同令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

(東日本大震災による特例)

第六条 第九条第一項から第五項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2 第十五条第一項又は前条第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によ

るやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者（当該者が特例対象者である場合は、同令附則第四項による読替後の同欄に規定する者）であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。